

平成 17 年度業務実績評価に対する政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見への対応（案）

沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
【独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構】	
<ul style="list-style-type: none"> 評価の前提となる評価指標を具体的かつ定量的に設定すること、評価の理由を具体的に示すこと等、評価の方法の改善を検討すべきである。 	<p>平成 18 年度業務実績の項目別評価表については平成 17 年度のものよりも評価項目を細分化し、より具体的かつ定量的な評価の視点を設定するよう心がけた。評価理由については、平成 17 年度よりも具体的に記載願うこととする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 業務実績報告書については、評価の前提となる本法人の業務の内容及び進捗状況等の基本情報を具体的に記述するよう、独立行政法人評価委員会として法人又は主務大臣に内容の改善を要請すべきである。 	<p>平成 18 年度の業務実績報告書についてはより具体的な情報を記述するよう、第 4 回分科会（平成 18 年 12 月 14 日開催）において機構に要請したところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 中期計画予算計上の施設整備費補助金は平成 17 年度計画予算額であり、期間中の累計額ではないことを明らかにするよう、独立行政法人評価委員会として主務大臣に適切な措置を要請すべきである。 	<p>中期計画を変更し、施設整備費補助金については平成 17 年度から 19 年度までの累計を記載することとし、その旨を注記した。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
【所管法人共通】	
<p>（人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」こととされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。 	<p>項目別評価表に下記の「評価の視点」を盛り込んだところであり、機構から説明を受け、評価を行う。</p> <p>高いラスパイレス指数にも配慮した人件費の見直し</p> <p>また、平成18年度業務実績報告書には、意見として示された次の事項を記載するよう、機構に求めることとする。</p> <p>人件費削減に対する機構の具体的な取組状況 人件費削減に対する取組の効果 給与水準の状況 給与水準の適切性</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
<p>(随意契約の見直しの取組状況等についての評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組 (「 公共調達 の 適正化 について 」 (平成 18 年 8 月 25 日 付け 事務 連絡 。 財務 大臣 から 各省 各 庁 の 長 あ て) 等 を 踏 ま え 、 各 法 人 に お け る 一 般 競 争 入 札 の 範 囲 の 拡 大 、 契 約 内 容 の 見 直 し 、 契 約 に 係 る 情 報 公 開 等 に つ い て の 取 組 状 況 等 に つ い て の 評 価 を 行 う べ き で あ る 。 	<p>項目別評価表に下記の「評価の視点」を盛り込んだところであり、機構から説明を受け、評価を行う。</p> <p>国における取組み等を踏まえた、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約内容の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
<p data-bbox="226 296 1084 395">（公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価）</p> <ul data-bbox="264 424 1084 890" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="264 424 1084 890">・ 競争的資金の配分を行っている法人又は競争的資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（共通的な指針）（平成18年8月）等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。 	<p data-bbox="1115 288 1973 371">項目別評価表に下記の「評価の視点」を盛り込んだところであり、機構から説明を受け、評価を行う。</p> <p data-bbox="1115 432 1973 611">総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月）」等に沿った、公的研究費不正使用等の防止の体制、ルール整備、ルールの明確化等の取組状況。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
<p data-bbox="266 300 891 336">（市場化テストの導入を視野に入れた評価）</p> <ul data-bbox="266 360 1088 762" style="list-style-type: none"><li data-bbox="266 360 1088 762">・ 業務運営の効率化等についての評価においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。	<p data-bbox="1111 288 1973 416">科学技術については、長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、慎重かつ適切に対応する。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
<p>(資産の活用状況等についての評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人にも、平成 18 事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」(平成 17 年 6 月 29 日独立行政法人会計基準研究会設定)が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務運営における主要な固定資産について中期目標(本来の目的)どおりのサービス提供(利用等)が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。 <p>また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。</p>	<p>項目別評価表に下記の「評価の視点」を盛り込んだところであり、機構から説明を受け、評価を行う。</p> <p>既存の施設の活用状況。(施設について、目的に沿った利用を行っているか。)</p> <p>また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにするよう機構に求めることとし、評価を行う。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対応（案）
<p data-bbox="266 300 698 336">（非公務員化についての評価）</p> <ul data-bbox="266 363 1088 767" style="list-style-type: none"><li data-bbox="266 363 1088 767">・ 今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。	<p data-bbox="1144 288 1861 325">機構は特定独立行政法人でないため、該当しない。</p>